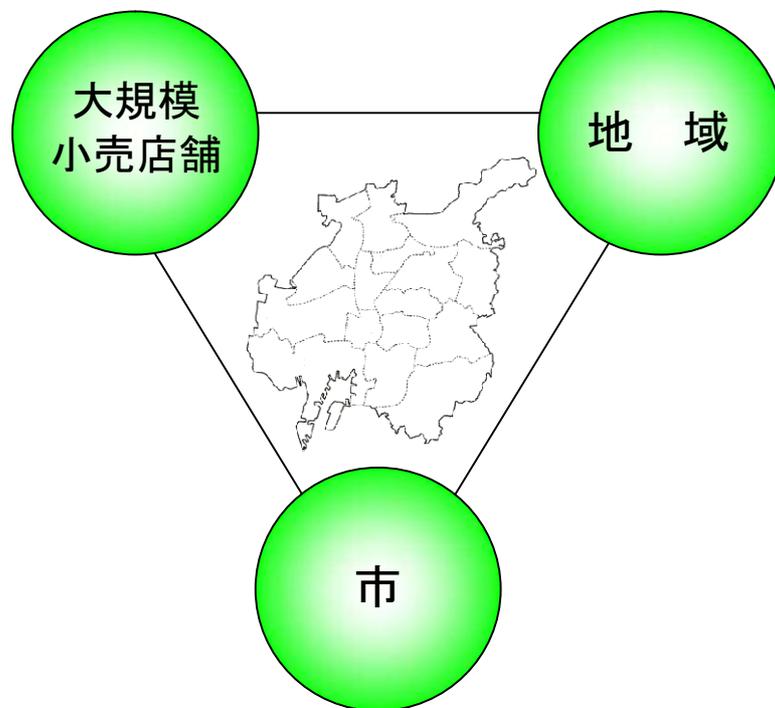


安心・安全で快適なまちの実現をめざして
大規模小売店舗が地域と連携していくための
ガイドラインを策定しました

大規模小売店舗地域貢献ガイドラインの概要



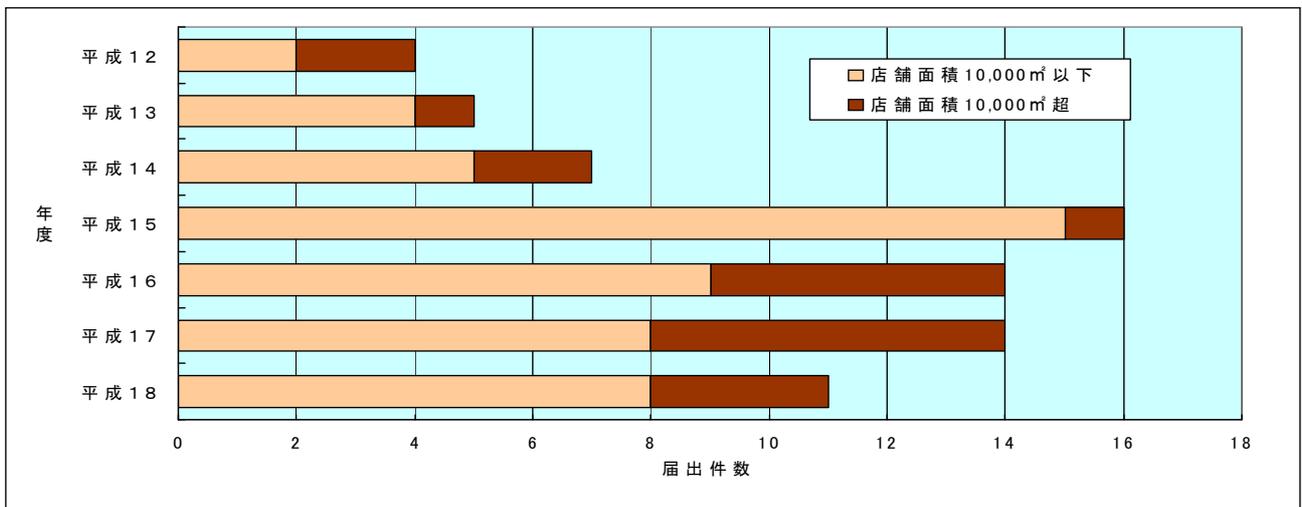
令和2年4月
名古屋市

大規模小売店舗地域貢献ガイドラインの概要

ガイドライン策定の背景

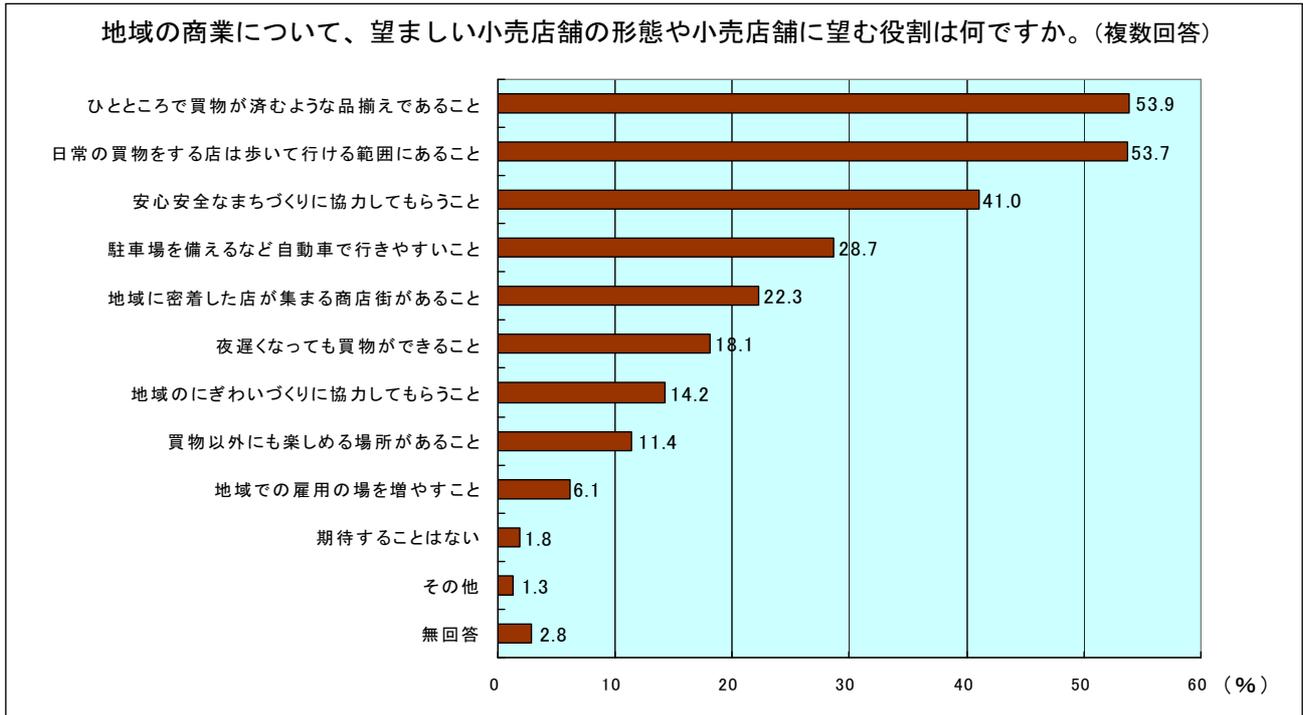
- 市内の大規模小売店舗は増加しており、また、大型化、複合化する店舗も見られ、地域に与える影響は、大きなものとなってきています。
- 都市計画法及び中心市街地活性化法について、商業機能を含む都市機能の適正立地と中心市街地のにぎわい回復を図るための改正が行われ、今後、大規模小売店舗が郊外よりも既成市街地に立地する傾向が高まることが予想されます。
- 本市の「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」では、市民、事業者、市の協働による安心、安全で快適なまちの実現をめざしています。
- 市政アンケートによると、大規模小売店舗を含む地域の商業に望む役割として、「安心安全なまちづくりへの協力」等のポイントが高く、地域との関わりを望む市民が多いという結果が出ています。
- 大規模小売店舗立地法の国の運用指針において、地域社会への貢献に関して、事業者が自主的な取組みを積極的に行うことが強く期待されています。

大規模小売店舗の新設届出件数（平成19年3月31日現在）

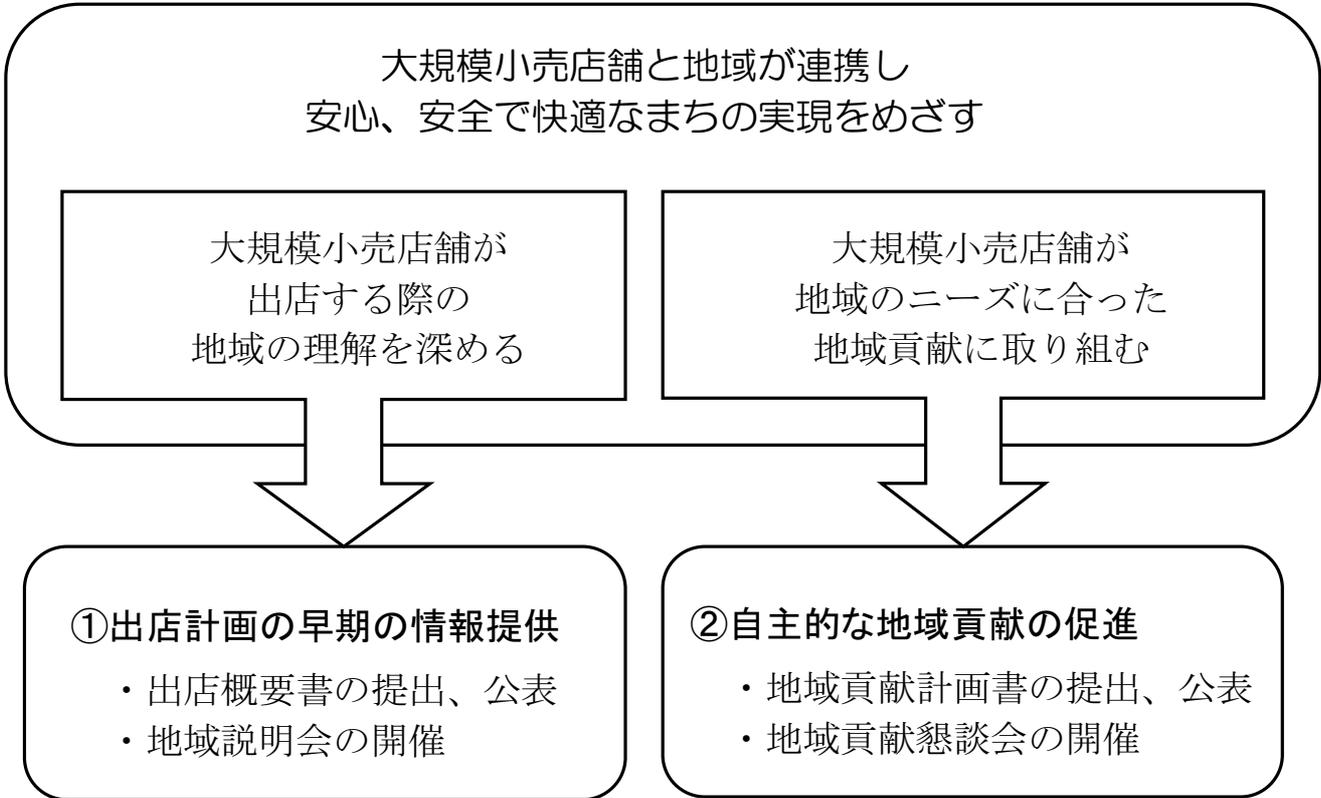


※ 届出後に取下げがあったものを除く。

平成 17 年度第 4 回市政アンケートの結果（対象 2,000 人 有効回答率 52.8%）



ガイドライン策定の目的



ガイドラインの内容

① 対象

- ・新規に出店する大規模小売店舗（店舗面積 1,000 m²を超えるもの）
- ・既設の大規模小売店舗を増床する場合で、増加する店舗面積が 1,000 m² 又は増加前の店舗面積の 1 割を超えるもの

※ 大規模小売店舗とは、大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項で定義された店舗とします。

② 出店計画の早期の情報提供

○ 出店概要書の提出

対象となる大規模小売店舗の設置者は、あらかじめ名古屋市に出店概要書を提出

1 出店概要書の主な記載事項

所在地、店舗面積、主なテナント、営業時間、開店等までのスケジュールなど

2 提出時期

次のいずれかのうち最も早い時期までに提出

- ・建築確認申請の 3 か月前
- ・農地転用に係る許可申請、届出のとき
- ・開発行為許可申請のとき
- ・大規模小売店舗立地法の新設等の届出の 3 か月前

○ 地域説明会の開催

出店概要書の提出者は、出店概要書の内容を周知するため、提出後 1 か月以内に、地域住民等を対象に地域説明会を開催

○ 情報の公表

出店概要書の提出があった場合は、速やかに名古屋市ホームページで公表

③ 自主的な地域貢献の促進

○ 地域貢献計画書の提出

対象となる大規模小売店舗の設置者は、名古屋市に地域貢献計画書を提出

1 地域貢献計画書の主な記載事項

地域貢献活動事例（5頁参照）を参考に、5営業年度間の地域貢献活動の内容、実施時期などを記載

2 提出時期

出店概要書の提出日以後、店舗の開店等の6か月前までに提出

3 実施状況の報告

提出者は、地域貢献計画書に記載された地域貢献活動について、地域貢献実施状況報告書を毎営業年度ごとに提出

○ 地域貢献懇談会の開催

地域貢献計画書の提出者は、地域が期待する地域貢献内容を把握するため、提出後2か月以内に、地域住民等を対象に地域貢献懇談会を開催

○ 情報の公表

- ・地域貢献計画書又は地域貢献実施状況報告書の提出があった場合は、速やかに名古屋市ホームページで公表
- ・地域貢献計画書の提出者は、「地域貢献に対する方針」の店頭掲示等に努める。

○ 既設大規模小売店舗の取扱い

ガイドライン施行日以後、最初の大規模小売店舗立地法に基づく届出をするとき又は施行日から6か月後の日までに、地域貢献実施状況報告書を提出

地域貢献活動の主な事例

地域では、様々な取組みがすすめられています。
地域のニーズを把握し、地域と連携して活動を行うよう努めてください。

例えば・・・



1 地域づくりの取組みへの協力

- ・町を美しくする運動への協力
- ・地域の祭りや行事、文化活動への協力
- ・商店街振興組合、商工会等への加入、協力

2 防犯、青少年非行防止対策の推進

- ・生活安全まちづくり運動への協力
- ・青少年育成運動への協力
- ・緊急通報体制の確立

8 その他

- ・食品等の安全、安心の確保
- ・地域の景観形成への取組みに対する協力

3 地域防災への協力

- ・防災安心まちづくり運動への協力
- ・災害発生時におけるボランティア活動への協力
- ・雨水流出抑制の実施

7 核テナント撤退や 店舗閉鎖時の対策

- ・早期の情報開示、提供
- ・後継店の確保
- ・従業員の雇用の確保

4 環境対策の推進

- ・容器包装の削減
- ・3Rの推進
- ・公共交通機関の利用促進

6 地域雇用確保への協力

- ・地域からの雇用の促進
- ・障害者、高齢者雇用の促進
- ・男女平等参画の推進

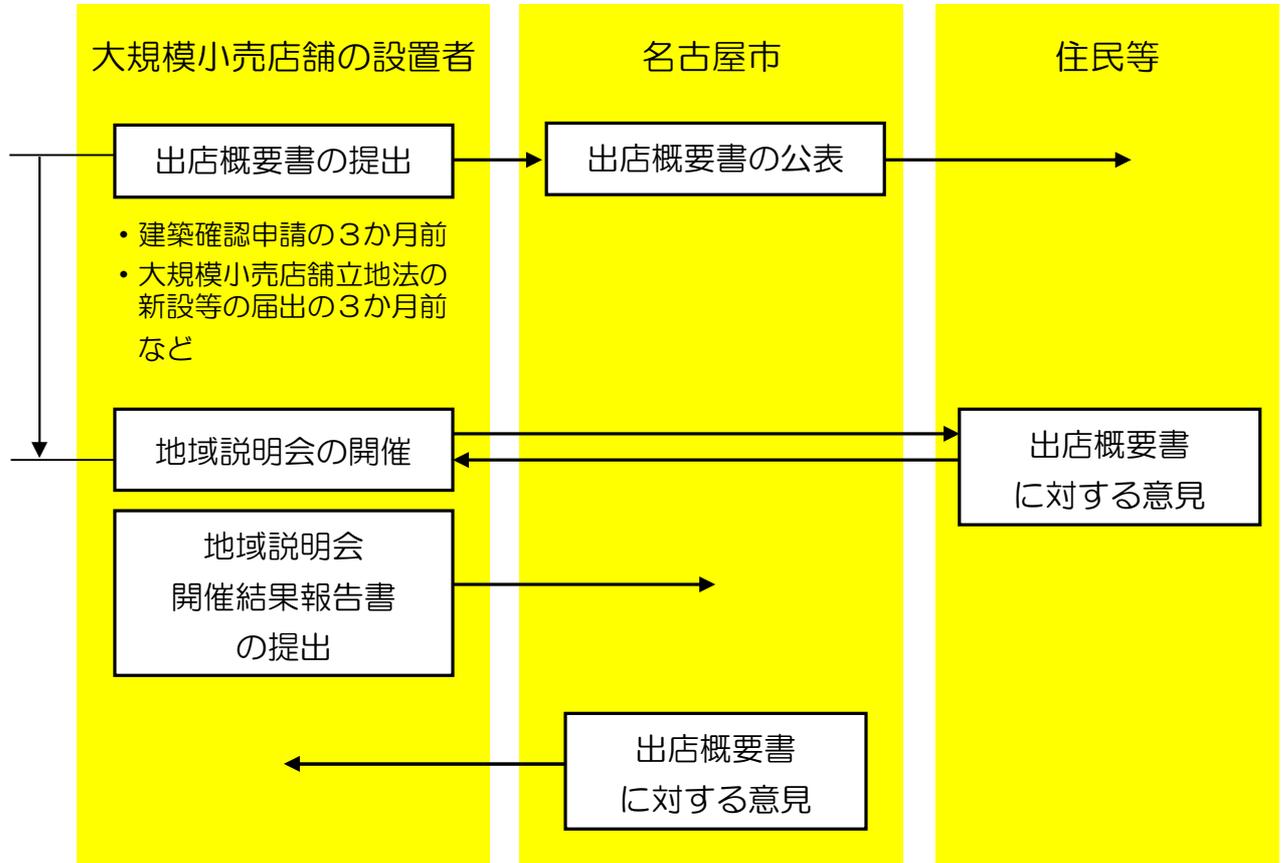
5 子ども、高齢者、障害者への配慮

- ・子育て、家庭教育支援の実施
- ・ユニバーサルデザインの導入、普及協力
- ・地域の授産施設等の授産製品の取次ぎ、取扱い

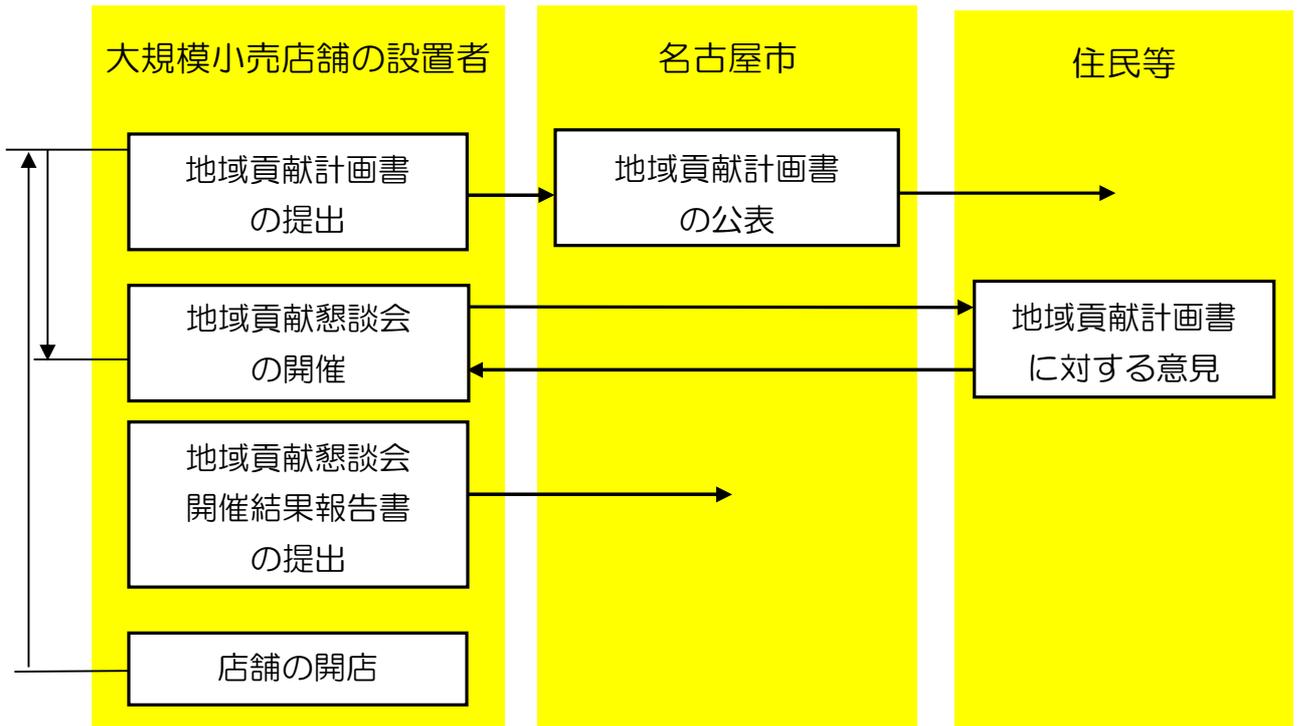


手続フロー

1 出店計画の早期の情報提供



2 自主的な地域貢献の促進



<問い合わせ先>

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

電話 052-972-2433 (ダイヤルイン)

F A X 052-972-4138

E-mail a2430@keizai.city.nagoya.lg.jp